

CMAC（2016年2月）出席報告

みずほ証券(株) 市場情報戦略部 上級研究員 くまがい ごろう 熊谷 五郎

I. はじめに

2016年2月25日、ロンドンにおいて国際会計基準審議会（IASB）の資本市場諮問委員会（Capital Market Advisory Committee、以下「CMAC」という。）が開催された。

CMACは、世界各国の財務諸表ユーザーの意見をIASBに対して定期的にインプットすることを目的に創設された組織で、現在メンバーは17名である¹。IFRS-ACが戦略的かつハイレベルな論点に関して、IASBやIFRS財団トラスティーへアドバイスをを行うのに対して、CMACや世界作成者フォーラム（以下「GPF」という。）は財務諸表ユーザーや作成者の立場から、より専門的かつテクニカルな論点に関して、IASBに対してインプットを提供している。CMACの会議は年3回ロンドンで開催される²。

以下、本節では2月25日開催のCMAC会議の概要について報告する。議題は次頁の図表のとおりであった³。

II. 2016年2月開催 CMAC・議事概要

1. 開示イニシアチブ・アップデート：IAS第7号「キャッシュフロー計算書」への修正

【論点と背景】

2016年1月、IASBよりIAS第7号「キャッシュフロー計算書」への最終修正案が公表された。同修正案が発効すると、財務諸表作成企業は、財務活動に起因する負債の変化に関する開示を求められることになる。本修正は財務諸表利用者の声を背景に、IASBがIFRS個別基準の改正に踏み切ったという意味で画期的な改正である。

【CMACにおける議論】

IASBがIAS第7号の修正に踏み切った点に、CMAC委員より歓迎の声が挙がった。一方、IASBに対して、企業グループ内の流動性・資金繰りに関する情報改善のために、送金制限など流動性に関する開示基準開発を求める発言があった。連結子会社が所在する法域の送金制限によって、連結財務諸表に表示されてい

1 17名の地域的な内訳は、欧州が10名、米州が4名、アジア・オセアニアが3名。

2 そのうち6月の会議は、GPFとの共同開催となっている。

3 2016年2月25日開催のCMAC会議の討議資料・音声ファイルは、以下で取得可能である。
<http://www.ifrs.org/Meetings/Pages/CMAC-February-2016.aspx>

図表 2016年2月25日開催 CMAC 議事一覧

番 号	時 間	議 事
1	9:00- 9:30	開示イニシアチブ・アップデート：IAS 第7号「キャッシュフロー計算書」への修正
2	9:30-10:30	IFRS 第9号「金融商品」とIFRS 第4号「保険契約」の異なる発効日
3	10:45-12:15	構造化電子開示（分科会あり）
4	13:15-14:15	IFRS 第9号：新しい金融商品減損モデルに関する教育セッション
5	14:15-15:15	基本財務諸表：営業利益
6	15:30-15:45	IFRS 第16号：リース
7	16:00-16:15	2015年11月 CMAC 会議のフォローアップ
8	16:15-17:00	非公開セッション

出所：IASB

る現金・現金同等物全額がグループ内で自由に使えるわけではないからである。

2. IFRS 第9号「金融商品」とIFRS 第4号「保険契約」の異なる発効日

【論点と背景】

IFRS 第4号「保険契約」の2016年中の最終化に向けてIASBでは開発作業が続いている。しかし同基準開発の遅れに伴い、IFRS 第9号「金融商品」とIFRS 第4号では発効日がずれることになった。このために銀行、保険の2つの子会社を抱える金融コングロマリットなどにおいては、深刻な会計上のミスマッチが発生する可能性があり、純損益の変動が大きくなることが懸念されている。財務諸表利用者の観点からは財務諸表の理解可能性の低下が懸念される。また短期間に異なる発効日で2つ大きな基準が相次いで適用開始されると、作成者ほどではないにせよ、財務諸表利用者もそれに習熟するための負担は決して小さくはないのではな

いかとの指摘もある。

純損益の変動性・実務負担の軽減のために、公開草案（Exposure Draft；ED）「IFRS 第9号『金融商品』のIFRS 第4号『保険契約』との適用（IFRS 第4号の修正案）」では、「上書き（overlay）・アプローチ」、「延期アプローチ」という2つのアプローチを提案している⁴。「上書きアプローチ」とは、保険契約を発行する会社が、IFRS 第9号の適用時に金融資産の測定の変更を原因として生じる純損益の増分ボラティリティを純損益から取り除く選択肢である。このアプローチは、新しい保険契約基準が発効するまで置かれることになる。それに対して「延期アプローチ」とは、IFRS 第9号の適用の選択的な一時的な免除であり、大半の活動が保険契約の発行である会社が利用できる。この延期は、新しい保険契約基準が発効するまで利用可能とされる⁵。

4 本EDのコメント期限は2016年2月8日であった。

5 ただし、2021年1月1日から後は使用できない。

【CMACにおける議論】

CMACでは一部の作成者に対する救済措置を取ることに對して否定的な意見が圧倒的であった。そもそも、新基準導入に際しての困難さというのはどんな基準の導入時であっても多かれ少なかれ生じるからである。また会計基準は全体として継続的に変化していくものであり、特定セクターの企業を対象に、ある会計基準の発効日を別の会計基準の発効日に合わせたりすれば、会計基準を段階的に改善させていくことなどできなくなる。

また会計上のミスマッチに伴う純損益の変動性の拡大については、開示で対応すべきという意見があった。要因がきちんと示される限り、財務諸表利用者にとって純損益の変動そのものは問題とはならないからである。また「多くの投資家は、純損益のみならず他の財務指標を用いて総合的に企業評価をしているのであって、会計基準のミスマッチによって生じる純損益の変動によって惑わされることはない。」との指摘もあった。

また作成者のコスト懸念は過大ではないかとの違和感を示すCMAC委員も多かった。「IFRS第9号で必要とされる情報は、予想損失モデルも含めほとんどが経営管理目的で取得できているはずである。」「システム投資は遅かれ早かれ必要になる。」などの指摘があった。

また財務諸表利用者にとってのコストについては、「一部の金融機関が一時的にIFRS第9号の適用を免除されることにより、その間投資判断に有用かつ重要な情報が提供されず、比較可能性が低下することの方が深刻な問題である。」との指摘もあった。

仮にIASBが一部の企業に救済措置を認めるとしても、すべての報告企業にIFRS第9号の適用を求める「上書きアプローチ」とすべきで、「延期アプローチ」は認めるべきではない、というのがコンセンサスであった。またこれら

の2つのアプローチの双方を認めた上で選択適用できるという代替案は、企業間の比較可能性を低下させるために反対との声が強かった。

【次のステップ】

3月のIASB会合では、CMACでの議論を含め、各利害関係者からの意見書の要約が報告された。CMACでの議論にもかかわらず、IASBは「上書きアプローチ」と「延期アプローチ」の双方を引き続き検討していくという暫定決定を行った。ただし「延期アプローチ」の対象は、報告企業レベルとし連結子会社は対象外であることが暫定決定されている。最終決定は2016年9月をターゲットとしている。

3. 構造化電子開示（分科会あり）

【論点と背景】

「構造化電子開示（structured electronic reporting）」とは、PDFによる電子開示と異なり、XBRL（eXtended Business Reporting Language）などの技術を用いて、財務・非財務情報そのものを電子化して利用者に提供することである。本セッションでは2つの分科会に分かれ、

- ・利用者は構造化された電子データをどのように財務分析に利用しているか、
- ・構造化された電子開示を投資家・アナリストにとって有用なものとするために何ができるか、

について議論した。

【グループ1における議論】

グループ1の参加者は、構造化された電子データは限定的にしか利用していないとする者が多かった。また利用する場合には、データ・ベンダーを経由しての利用が一般的とのことであった。期待される便益に対して利用コストが高いこと、データの信頼性、技術上の問題点

が、電子データの利用が限定的に留まっていることの要因として指摘された。

筆者は、日本では「財務諸表等規則」及び「EDINET タクソノミ」によって、信頼性の高いXBRLデータがデータ・ベンダーより提供されており、構造化された電子データの利用が他国より一般的であることを紹介した。

グループ1の結論は、ある程度データ・インプットの自動化のメリットを認めつつも、財務・非財務情報のコンテキストをどう読み解くかが重要であって、AIなどの新しいテクノロジーが登場したとしても、人間の解釈・判断を完全に代替することは困難であろうというものであった。

【グループ2における議論】

グループ2の見解によれば、構造化された電子開示は、原則主義の財務報告と両立し得る。その利用状況は投資家によってまちまちであり、積極的かつ広範に電子データを利用している者もあれば、非常に限定的な利用に留まっている者もいる。

電子データの利用に積極的なメンバーは、長期間にわたり詳細な定量的データや、定性的情報を取得する場合に、PDF等に比べ構造的電子開示には圧倒的なコスト優位性があると指摘している。

一方、構造化された電子開示のリスクとして以下が指摘された。

- 異なる内容が同じIFRSタクソノミ要素でタグ付けされていることがあり、それらを誤って比較してしまうリスク
- 財務報告を過度に標準化、テンプレート化してしまうリスク
- PDFベースの法定開示書類に記載された情報への調整（復元）が困難になるリスク
- 構造化された電子開示がどんどん複雑化し、使いにくいものとなるために、ユーザーに使

われなくなってしまうリスク

【全体会議おける議論】

全体会議ではIASB理事の一人から、構造化電子開示の会計基準設定へのインプリケーションはあるかとの質問があった。この論点については、CMAC委員より様々な見解が示された。

- 構造化電子開示もまた会計基準に従うべきとの声が複数あった。構造的電子開示は本質的にデータそのものの有用性を高めるわけではないが、より分析をしやすいとする。例えば企業が、コンピュータにより読み取り可能な形式で、IFRSタクソノミの要素へのリンクを提供することで、企業固有の詳細データへのアクセスが容易になる。また、IFRSタクソノミに従って、企業が財務諸表の勘定科目内訳を電子開示することで、投資家によるデータ標準化が容易になる。
- 何を基本財務諸表に表示し、何を注記に開示するかについて、財務諸表作成者に過度の裁量権を与えることに対して反対する声もあった。このメンバーは表示・開示に関しては一定レベルの標準化が必要であるとの意見であった。
- またIFRS個別基準の目的適合性を維持するために、IFRSデータの電子開示にあたっては、IASBが一定の責任を負う必要があるという意見もあった。
- 構造化電子開示に対する警戒感を示すメンバーもいた。このメンバーによれば、財務報告はストーリー性が重要であるが、構造化電子開示により、こうしたコンテキスト情報が蝕まれるリスクがある。

【次のステップ】

IASBスタッフは、構造化された電子開示の便益、リスク、コスト、技術一般に関して、投資家へのアウトリーチを引き続き実施する予定

である。

4. IFRS 第9号：新しい金融商品減損モデルに関する教育セッション

【論点と背景】

現行のIAS第39号の「発生損失モデル」からIFRS第9号の「予想損失モデル」への移行により、金融商品の減損（貸倒引当金の繰入れ）に関して、金融機関のBS、PLにどのような変化が生じるかを、IASB投資家リエゾンチームとIFRS第9号開発チームが共同で、投資家に対して事前に行っている。CMACでも、その概要が説明された。本件については、前回（2015年11月）のCMACでも取り上げられており、なぜ同じテーマのセッションが計画されたのかは、やや理解に苦しむところであった。

5. 基本財務諸表：営業利益

【論点と背景】

IASBスタッフによる基本財務諸表プロジェクトの初期調査の一環として、小計としての営業利益を損益計算書に表示すべきかどうかを検討している。本セッションの目的は、営業利益の利用に関するCMACメンバーの見解を収集することであった。特に、財務分析に小計としての営業利益を用いているか、IASBがこの小計としての「営業利益」を定義すべきかどうかについて議論がなされた。IASBスタッフより、営業利益の定義は企業ごとにバラバラで一貫した定義がないために、議論を機械的に計算可能な「利払・税引前利益（Earnings Before Interest and Taxes、以下「EBIT」という。）」を出発点に議論したい旨のガイダンスがあった。

【CMACにおける議論】

CMACメンバーの多数が、小計としての営業利益を用いて財務分析を行っていると回答し

た。しかし、そもそもどういう勘定科目が営業利益に含まれるべきかは、企業によって異なるために、IASBが営業利益を定義することは非常に困難だろうということがコンセンサスであった。「ある会社の本業に関わる営業利益をどう定義するかは、極めて高度の判断が必要あり、それこそがアナリストのすべき仕事である。したがって、標準化された営業利益というのは役に立たないだろう。」という意見があった。

一方で、標準化された営業利益というのは、洗練されていない投資家やプレスとのコミュニケーションには有用かもしれないという意見もあった。営業利益、またはEBITに含まれるべきものと、含まれるべきではないものに関するガイダンスが有用ではないかという意見もあった。多くのCMAC委員が、標準化されたEBITは分析の出発点として有用であると考えていた。一方、電子開示に標準化されたタクソノミの利用が広がるのであれば、利用者が自分の分析目的に応じて計算可能であり、IASBが営業利益やEBITを小計として定義する必要性がないのではないかという声もあった。

またEBITを計算するにあたりどのような勘定科目が含まれるべきかについて議論がなされた。多くのメンバーが確定給付年金の金利費用は、財務費用として表示されるべきであると考えていた。また、持分法投資損益は、EBITには含まれるべきではないという意見が多かった。持分法投資損益がEBITに含まれるとEBITマージンや将来のキャッシュフローの予測値が歪んだものとなる懸念があるからである。

筆者は日本基準においては、GAAP業績指標⁶として「営業利益」が定義されていること、それは売上高から売上原価、販売管理費を引いたものでEBITに近い概念であることを説明した。そのような形で定義された営業利益がある

ことで、営業利益の集計が可能になり、市場全体、業種毎の営業利益のトレンド分析が可能になるという意味で有用な指標であることを強調した。

ただし、何が「本業の利益」かは、業種ごと、あるいは個別企業ごとに異なり得るために、GAAP 指標としての「営業利益」に調整を加え、「本業の利益」を自分なりに定義するのがアナリストの仕事であるという点では、他の委員と同じ意見であると述べた。また IASB が営業利益を定義することが困難であるとしても、その会社にとって「本業（business）は何であるか」また「財務費用、非財務費用の区別」のためのガイダンスは示すことができるのではないかと、この意見を述べた。

6. IFRS 第 16 号：リース

【論点と背景】

IASB スタッフより、新しいリース基準について、過去に CMAC で議論された論点を中心に解説を受けた。特に、現行リース基準である IAS 第 17 号から、新リース基準 IFRS 第 16 号への移行によって、投資家の目線でどのような変化に注目すべきかが示された。また IFRS 第 16 号の開発にあたって CMAC メンバーからのインプットがどのように反映されたかについても説明があった。

Ⅲ. おわりに

最後に 2016 年 2 月の CMAC における重要論点について、私見を述べて結びとしたい。

IFRS 第 9 号「金融商品」と IFRS 第 4 号「保険契約」の異なる発効日への対応

IFRS 第 9 号、第 4 号の発効日のずれに伴う、純損益の変動性の拡大とコスト負担に関する財務諸表作成者への救済措置については否定的な意見が多かった。確かに純損益の変動については、開示による対応で十分であると思われる。一方、IFRS 第 9 号、第 4 号ともに金融機関、保険会社にとっては非常に大きな会計基準の変更になるために、システム投資が 2 回に分かれることによるコスト負担は CMAC メンバーが想定するよりも大きなものとなる可能性も否定できない。IASB が「延期アプローチ」を引き続き検討対象としているのはそのような事情もあるのかも知れない。

しかし、IFRS 第 9 号、第 4 号の発効日が異なろうが、同一であろうが、システム開発にあたって開発すべき機能が大きく変わることは考えづらい。つまり発効日のずれに伴う開発コストの限界的増加が、一時的とはいえ一部に IFRS 第 9 号の適用が免除される企業が出ることによるコストを上回るとは思われない。「延期アプローチ」ではなく、「上書きアプローチ」を支持するという CMAC の結論は妥当なものであると思われる。

構造化電子開示

構造化電子開示に関しては否定的な意見が少なくなかったのはやや意外感がある。確かに、アナリストが手入力で財務データをエクセル上の財務モデルにインプットをすることにより、財務数字の「手触り感」を持つのは、そのコンテキストを読み解く上で大切なことであると思う。

しかし、財務数値が IFRS タクソノミに従っ

6 会計基準が正式に定義している業績指標を GAAP 業績指標（GAAP performance measure）、定義していないものを Non-GAAP 業績指標（Non-GAAP performance measure）という。営業利益は日本基準においては GAAP 業績指標、IFRS においては Non-GAAP 業績指標となる。

て、作成企業の責任において XBRL 化され、構造化されたデータとして提供されるメリットは計り知れない。それにて、従来では考えられなかった財務データの適時大量処理、分析が可能になる。そのような技術進歩の恩恵を積極的に取り入れることは真剣に検討されるべきであると筆者は考えている。特に上に述べた、「企業報告の将来像」を考えるにあたり、どう IT 技術を活用していくかということは IFRS 財団、IASB にとって非常に重要な論点である。

一方こうした財務データをどういう形で利用者に届けるか、開示内容の品質を維持・高めるためには何をどうすべきか、というのは、会計基準というよりも、開示・財務報告制度の問題でもあり、IFRS 財団・IASB の努力に加え、各国資本市場規制当局の協力が欠かせない。

わが国で EDINET や TDnet において XBRL 技術を用いた電子データの利用が他国に比べ進んでいるのは、厳格な「財務諸表等規則」により財務諸表のコンテンツの標準化が進み、信頼性の高い EDINET タクソノミが金融庁の責任で開発されているという事実がある。そうしたわが国の経験が、IFRS タクソノミや XBRL 技術に基づく電子開示の枠組み構築にあたって IFRS 財団や IASB への貴重なインプッ

トになるのではないかと筆者は考えている。

基本財務諸表：営業利益

「営業利益」については、日本基準のように標準化された「営業利益」を IASB が定義することには否定的な意見が多かった。しかし EBIT を出発点として議論することには抵抗が少ない。何らかの形で定義、標準化された EBIT、EBITDA が損益計算書上に表示されたり、注記情報として開示されたりするようになると、IFRS ベースの財務諸表の使い勝手が高まると期待される。

アナリスト個々人のレベルで、担当企業について何が本業の利益として適切かを判断するのは財務分析をする上で有益である。しかしそのアナリストが属人的に定義する指標で、市場全体や異なる業種ごとの収益トレンドを比較するのは難しい。割り切りの問題ではあるが、筆者はある程度標準化された営業利益、EBIT などは有益な業績指標でありそれを出発点に分析者が必要に応じて調整を加えるというアプローチが有効であると考えている。その意味で、IASB が営業利益に関するリサーチを開始したことは大いに歓迎すべきことであると思われる。